



働き方改革説明会実施中



当署では、定期的に働き方改革説明会を開催しています。

説明会では、時間外労働・休日労働に関する労使協定(36 協定)の適正な締結・運用方法、年次有給休暇の時季指定の運用方法について理解を深めていただきました。

労働基準法の改正によって、月の時間外労働と休日労働の合計が単月100時間未満、2～6か月のいずれの平均をとっても1月あたり80時間までの上限時間が設定され、これらの上限時間を超える労働は行わせることができなくなりました(適用が猶予または除外となる事業や業務を除く)。

その他にも改正された点がありますので、その詳細については、労働時間相談・支援班までご連絡いただければ、個別出張説明会(中小企業限定)を開催することもできます。ぜひ、ご利用ください。

中小規模事業者の皆様へ 訪問支援のご案内

これから、労働者を雇用する全ての事業主の方には、「働き方改革」に取り組んでいただく必要があります。そのためのご支援を、労働基準監督署の職員が個別に訪問の上、実施いたします。

なお、訪問支援は、相談・支援を趣旨とする制度であり、労働基準監督署が行う「監督指導」とは異なるものです。



36(サブロク)協定って何？
パートさんにも年休が必要？

うちの会社の労働時間制度は
このままでいいのだろうか？

訪問支援では、労務管理についての簡単な点検を実施し、お悩みやお問い合わせ等に対応するほか、以下のような働き方改革関連法への対応についてもアドバイスをいたします。



トピック

－ 「働き方改革関連法」が順次、施行されます －

Point 1

時間外労働の上限規制が導入されます

2019年4月1日(中小企業は2020年4月1日)から、時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

Point 2

年次有給休暇の確実な取得が必要です

2019年4月1日から、使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時期を指定して有給休暇を与える必要があります。

お申込方法はFAXで(申込様式は「裏面」にあります)

お申込み先：新潟労働基準監督署 労働時間相談・支援班

F A X : 025 - 288 - 3575

「訪問支援」は、平成30年度から労働基準監督署で実施する制度であり、従来から労働基準監督署で行う「監督指導」とは異なるものです。

お申込については、本様式でFAXによりお受けするほか、所轄の労働基準監督署でも直接、お受けいたします。

お受けした申込に基づき、後日、所轄の労働基準監督署の担当者より、企業の担当者あて、日程調整等のご連絡をいたします。

訪問支援の際における御要望事項（たとえば、働き方改革関連法の概要を聞きたい、助成金制度について教えてほしい等）がありましたら、日程調整の際に、労働基準監督署担当者にお伝えください。

ご不明等の点につきましては、新潟労働基準監督署（電話：025-288-3572）にお気軽にお問い合わせください。

FAX：025 - 288 - 3575

「訪問支援」FAX 申込書

新潟労働基準監督署
労働時間相談・支援班 あて 令和 ____年__月__日

事業場名：

所在地：

電話番号： - -

担当者
職・氏名